# 田保税 かんなで この困難を乗り越えよう 国民健康保険 納税通知書は7月1日(水)にお送りします



問い合わせは国保年金課へ 課税内容・軽減・特別徴収♪賦課担当☎(888)5632、納付♪収納推進室収納担当☎ (888)5635、減額認定証・高額療養費♪給付担当☎(888)5630、口座振替♪収納推進室管理担当☎(888)5634

定申告期間の延長により、所得税の確定申告書を今年3月17日以降に税務署へ提出したかたは、確定申告の内容が反映されないまま、納税通知書が送付される場合があります。申告書の内容が届き次第、税額変更などを行い、改めてお知らせします。

付方法のうち、特別徴収は、4・6・8月(仮徴収)と10・12・2月(本徴収)の年6回、世帯主に支給される年金から引き落とされます。

律により、納税義務者は世帯主と定められています。社会保険加入者にもかかわらず、国保の納税通知書が届いたときは、通知書の3枚目の加入者の状況で、ご家族に加入者がいないかご確認ください。なお、加入していたかたが、社会保険への加入などにより、他の保険にすでに加入している場合は、脱退の手続きが必要です。

**1期の減免申請期限は7月27日(月)です。**期限を 過ぎて申請すると、第1期は減免の審査対象では なくなるため、ご注意ください。 度途中に40歳になるかたは、誕生月から年度末までの介護分を月割りで計算し、これを加算した税額の納税通知書を改めてお送りします。

年度途中に65歳になるかたは、あらかじめ誕生日の前月までの介護分を月割りで計算して、各納期に振り分けています。65歳到達月以降は、介護保険1号被保険者として介護保険料をお支払いいただきます。

年度中に75歳になるかたは、誕生日から後期高 齢者医療制度に加入することとなるため、国民 健康保険の資格がなくなります。

国保税は、誕生月の前月までの分をあらかじめ月割りで計算し、各納期に振り分けています。75歳到達月以降は、後期高齢者医療制度の保険料をお支払いいただきます。

産・解雇・雇い止めなどによる離職をされ、軽減の 申告をしたかたは所得割額を軽減しています。

【新型コロナウイルス感染予防のため、 書類は郵送での提出にご協力ください】

### 国保に加入している70歳以上のかたの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

国保に加入している70~74歳のかたで、世帯全員が 市民税非課税の場合は、入院したときの医療費と食事 代が減額される「国民健康保険限度額適用・標準負担額 減額認定証」が申請により交付されます。

また、自己負担割合3割のかたのうち、「現役並みII」 「現役並みI」に該当するかた(下表参照)も「限度額適用認 定証」が申請により交付されます。対象者には、申請書を 6月23日(火)にお送りします。申請期限は7月7日(火)。

高額療養費に該当していて、まだ申請のない世帯にお送りしている「高額療養費の申請について(お知らせ)」は、新型コロナウイルスの影響により、発送を延期しています。なお、対象となるかたは、このお知らせがなくても医療機関への支払いが2年以内のものであれば申請ができます。

区
分
2
Ī
$\overline{x}$
W
自
己
負
担
限
度
額
$\mathcal{A}$
か
月
$\sim$

市民税課税世帯	高齢受給者証の 一部負担金の欄が 3割のかた	現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	外 <b>(</b> ) 来	252,600円+(総医療: 〈140,100円※〉	費-842	2,000円)×1%
			現役並みII 課税所得380万円以上	+ 入院(	<u> </u>		
			現役並み I 課税所得145万円以上	世帯)			
	高齢受給者証の一部 負担金の欄が2割のかた		一般	外 <b>€</b> 来	18,000円 (年間上限144,000円)	外来 🗘	57,600円 〈44,400円※〉
非市課品	認定証の適用区分が区分Ⅱ		低II	個人	院 (世 市	院;	24,600円
非課 市民 世帯	認定証の適用区分が区分Ⅰ		低 I			帯	15,000円

※過去12か月以内に4回以上、世帯の自己負担限度額に達した場合、4回目から「多数該当」となり自己負担限度額が下がります。

- ▶所得段階の第1~3のかたの保険料を 引き下げました。
- ▶介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から3月の第9期までの年9回で納めていただきます。納付場所は、金融機関、コンビニ、郵便局などです。
- ▶4月以前から特別徴収(年金引き落とし) のかたや、8月までに特別徴収になる かたには、はがきサイズの通知書をお 送りします。
- ▶今年度中に65歳になり、一定の条件に該 当するかたは、特別徴収に変わります。
- ▶5月以降資格を喪失したかたにも通知 書をお送りします。今年度の保険料を 納める場合や納付済みの保険料が還付 される場合があります。なお、保険料 が還付される場合は別途案内します。
- )災害、収入の激減、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は、減免制度があります。納期限の7日前までに介護保険課(市役所2階)へ申請してください。特別徴収(年金引き落とし)の場合は当該月の19日まで。

問▶介護保険課保険料担当☎(888)5672

## ▶所得段階の第1~3のかたの保険料を ■令和2年度の65歳以上のかたの介護保険料

	と十支のの別級以上			
所得 段階	対	保険料年額 (調整率)		
第1		受給者、世帯員全員が市町村 税の老齢福祉年金受給者		
	世帯員全員が市町	◆ 80万円以下のかた		
第2	村民税非課税で、 本人の公的年金収		<b>33,653</b> <sub>円</sub> (0.45)	
第3	入額と合計所得金 額の合計が	120万円を 超えるかた	<b>52,349</b> <sub>円</sub> (0.70)	
第4	本人が市町村民税 非課税で、公的年	◆80万円以下のかた	67,306 <sub>円</sub>	
第5	金収入額と合計所 得金額の合計が	◆ 80万円を超えるかた	74,784円 【基準額】	
第6		◆120万円未満のかた	89,741 <sub>円</sub>	
第7		120万円以上 150万円未満のかた	<b>97,220</b> <sub>円</sub> (1.30)	
第8	     本人が市町村民	150万円以上 180万円未満のかた	112,176 <sub>円</sub>	
第9	税課税で、合計 所得金額が	180万円以上 250万円未満のかた	119,655 <sub>円</sub>	
第10		◆250万円以上 300万円未満のかた	127,133 <sub>円</sub>	
第11		300万円以上 400万円未満のかた	130,872 <sub>円</sub>	
第12		◆400万円以上のかた	134,612 <sub>円</sub>	

\*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。また、第1~5段階の合計所得金額には、公的年金収入額に係る所得金額を含みません。



# 7月31日(金)で「介護保険負担限度額認定証」 の期限が切れるため再度申請が必要です

認定証を提示すると、特別養護老人ホーム、介護老 人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期 入所生活介護施設、短期入所療養介護施設の居住費・ 食費の自己負担額が、右表のとおり軽減されます。

なお、短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

#### 問▶介護保険課認定担当☎(888)5675

- \*表の()内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設の従来型個室の額です。
- \*第1~3段階に該当しても、世帯を別にしている配偶者が市 民税の課税者である場合や、預貯金などが1千万円(夫婦の場 合は配偶者と合わせて2千万円)を超える場合は対象外です。

利用者負担の段階	居住費と食費の上限額(日額)
第1段階)老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた、または生活保護を受給しているかた	ユニット型個室=820円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=490円(320円) 多床室=0円/食費=300円
第2段階)世帯全員が市民 税非課税で、課税年金収 入額・合計所得金額・非課 税年金収入額の合計が年 間80万円以下のかた	ユニット型個室=820円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=490円(420円) 多床室=370円/食費=390円
第3段階▶世帯全員が市民 税非課税で、第1または第 2段階に該当しないかた	ユニット型個室=1,310円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=1,310円(820円) 多床室=370円/食費=650円
第4段階)上記以外のかた	施設が定める額(認定証の交付はなし)

申請方法

受付開始は6月22日(月)。介護保険課にある申請書(押印は認め印で)と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)を、同課か河辺・雄和の各市民サービスセンターへ提出してください(新型コロナウイルス感染予防のため、郵送申請も可)。申請書は市ホームページからも入手できます〈広報ID番号 1017879〉